



鳥取県公報

令和5年9月15日（金）
第9530号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（448）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2 鳥獣捕獲等事業の変更の認定（449）（自然共生課）・・・・・・・・・・ 2 鳥獣捕獲等事業の変更の届出（450）（〃）・・・・・・・・・・ 2 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（451）（水産振興課）・・・・・・・・ 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （452）（〃）・・・・・・・・・・ 3 指定居宅サービス事業者の指定（453）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3 指定介護予防サービス事業者の指定（454）（〃）・・・・・・・・・・ 3 指定居宅サービス事業者の指定（455）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3 指定介護予防サービス事業者の指定（456）（〃）・・・・・・・・・・ 3 指定居宅サービス事業の廃止の届出（457）（〃）・・・・・・・・・・ 4 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（458）（〃）・・・・・・・・・・ 4 指定障害福祉サービス事業者の指定（459）（〃）・・・・・・・・・・ 4 指定納付受託者の指定（460）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	落札者の決定（教育センター）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
メディカル健診センター米子内科クリニック	米子市西福原六丁目723-2	令和5年8月1日
米子ハーミー歯科	米子市両三柳2296-19	〃

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
パンダ薬局	倉吉市堺町三丁目70	令和5年7月1日

鳥取県告示第449号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	住 所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加、 捕獲従事者の狩猟 免許の種類に係る変 更	令和5年9月5日

鳥取県告示第450号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	住 所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の住所 の変更	令和5年9月5日

鳥取県告示第451号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩美加入区及び泊中部加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第452号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業

鳥取県告示第453号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社フォロム	訪問看護ステーションことうら	東伯郡琴浦町大字逢東500-1	令和5年9月20日	訪問看護

鳥取県告示第454号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社フォロム	訪問看護ステーションことうら	東伯郡琴浦町大字逢東500-1	令和5年9月20日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第455号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人育生会	訪問看護ステーション高島病院	米子市西町6	令和5年10月1日	訪問看護

鳥取県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人育生会	訪問看護ステーション高島病院	米子市西町6	令和5年10月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第457号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人育生会	医療法人育生会高島病院訪問看護	米子市西町6	令和5年8月30日	令和5年9月30日	訪問看護

鳥取県告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人育生会	医療法人育生会高島病院訪問看護	米子市西町6	令和5年8月30日	令和5年9月30日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社パワフルジャパン 伯耆	米子市米原九丁目3-16	はっぴーだいせん	米子市東福原三丁目8-20	就労継続支援A型	令和5年9月7日

鳥取県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7-7
- 2 指定年月日
令和5年10月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
県税事務所においてクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済を利用して納付する納税証明書交付手数料、免税軽油使用者証交付手数料並びに県税事務所窓口で実施する複写サービスに係る料金

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字高平2038、字大芦谷2516、2517の1、2518の1、字円城谷3185の2、3191の1、3191の2、3191の4、3192、字宮地谷3437の6、字岩ヶ途3583から3585まで
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年12月5日付農林水産省告示第1934（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 智頭町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 「鳥取県統合型教育ポータルサイト」開設及び保守運用業務 一式
- 2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札
- 3 落 札 日 令和5年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通 J a p a n 株式会社岡山・山陰公共ビジネス部
鳥取市永楽温泉町271
- 5 落 札 金 額 84,084,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 令和5年6月27日
- 7 落 札 方 式 総合評価落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育センター教育DX推進課
及び所在地 鳥取市湖山町北五丁目201